

保全処分申立ての取下げに必要な書類

執行機関	執行取消の対象	提出書類等
裁判所	不動産	○申立取下書・・・正本1通（当事者目録、物件目録と合てつし、契印したもの） +副本（正本と同様のもの）×債務者の数
		○登記権利者義務者目録・・・法務局1カ所につき 1通
		○物件目録・・・・・・・・・・・・法務局1カ所につき 1通
		○予納郵便切手・・・・・・・・・・・・法務局1カ所につき564円+574円 +84円（※94円）×債務者の数
		○登録免許税（収入印紙）・・・物件1筆（敷地権も1つにつき1筆と数える）につき1,000円、ただし、物件が法務局1カ所につき20筆以上の場合には定額20,000円
	滞納処分庁がある場合	○当事者目録・・・・・・・・1通 ○物件目録・・・・・・・・1通 ○予納郵便切手・・・・84円（滞納処分庁への通知用）
	債権等	○申立取下書・・・正本1通（当事者目録、仮差押債権目録と合てつして契印したもの） +副本（正本と同様のもの）×（債務者+第三債務者）の数 ○予納郵便切手・・・・84円（※94円）×（債務者+第三債務者）の数
	滞納処分庁がある場合	○当事者目録・・・・・・・・1通 ○仮差押債権目録・・・・1通 ○予納郵便切手・・・・84円（滞納処分庁への通知用）
執行官	不動産 （占有移転禁止等） 動産	○申立取下書・・・正本1通（当事者目録、物件目録【図面がある場合は図面も】と合てつし、契印したもの） +副本（正本と同様のもの）×債務者の数
		○予納郵便切手・・・・84円（※94円）×債務者の数

- ※ 申立取下書が4枚以上の場合、取下通知用の額は94円となります。
- ※ 当事者につき住所、代表者等の変更がある場合には、**住民票・履歴事項全部証明書**（商業登記簿謄本）を提出してください。
- ※ 保全決定から5年以上経過している場合は、記録が決定原本以外廃棄されているため、**印鑑証明**（本人による申立の場合）**または委任状**（弁護士による申立の場合）と、**住民票または戸籍の附票**（個人の場合）・**履歴事項全部証明書**（商業登記簿謄本 法人の場合）を提出してください。
- ※ 保全決定から10年以上経過している場合は、決定原本も廃棄されているため、上記に追加して、**決定正本とその写し**を提出してください。